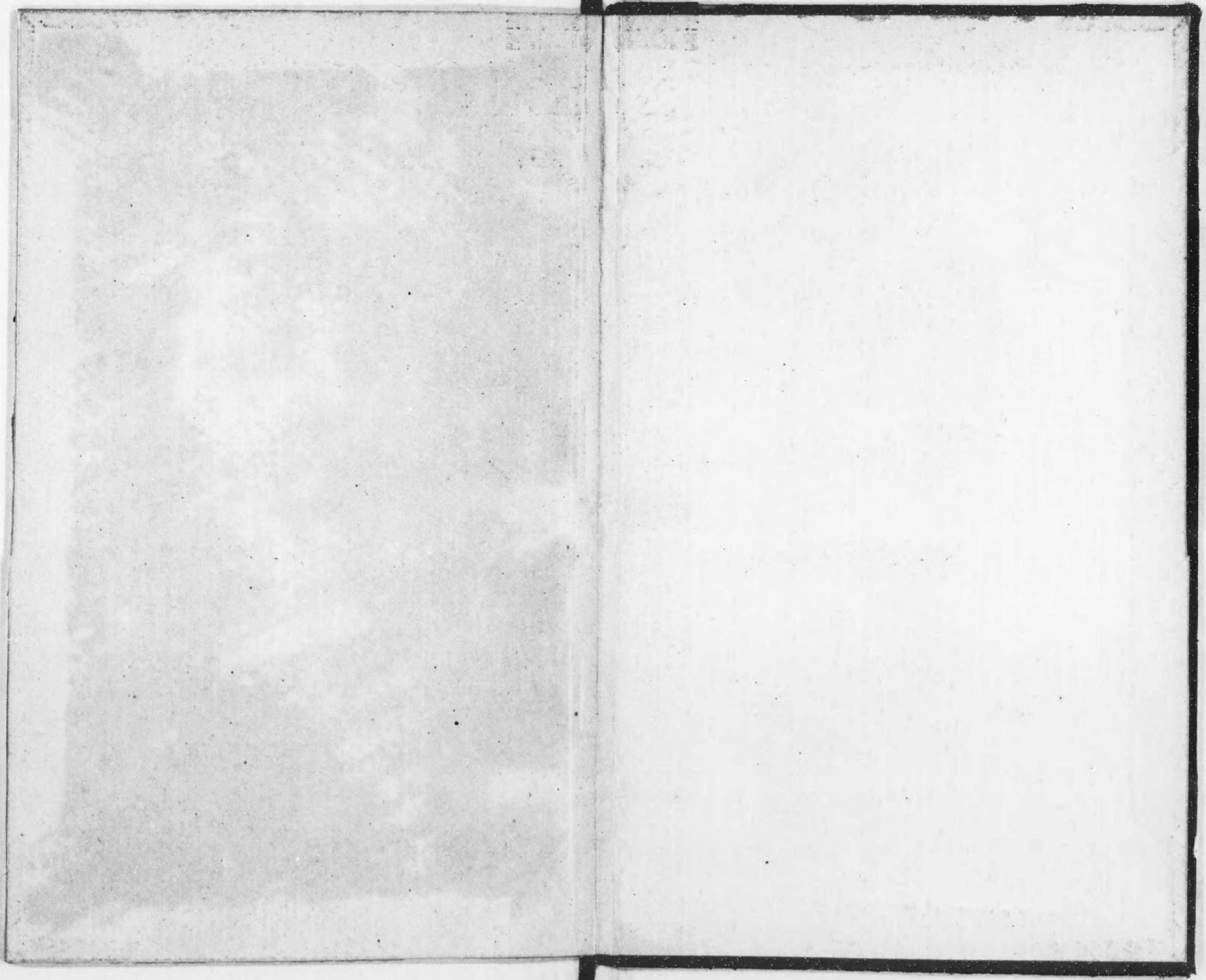


始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

對露通商之國考察





對露通商に關する考察

大阪市役所産業部

はしがき



久しきに亘り日露間の懸案であつた通商條約も、漸く本年一月二十日兩國全權の調印によつて、茲に首尾克く國交の恢復を見、今や兩國の經濟的提携が漸くその緒につかんとするに當り、去る六月七日府、市、商業會議所の合同主催にて、佐分利通商局長を初め外務省當局の數氏を商業會議所樓上に迎へ、日露貿易に関する講演會を開催したが、本篇はその席上に於ける駐露大使館一等書記官酒匂秀一氏の講演の速記録であつて、同氏に乞ひ更にその補正を求め、廣く當業者の参考に供せんが爲め、茲に印刷に附したものである。

大正
14.9.2
内交

對露通商に關する考察

駐露大使館一等書記官 酒 勾 秀 一 氏 講 述



私は只今高柳書記長から御紹介を受けました酒勾一等書記官で御座いますが、これより對露通商に關する考察と題しまして、主として露西亞との通商關係に付て申述べたいと考へます。實は私は去月末に、「ソヴィエト」聯邦在勤を命ぜられた計りで、未だ曾て露西亞に在勤した經驗を持ちませぬ。從て私は是迄主として外務省の同僚が研究致しました所と、又色々な方が親しく露西亞に往つて、經驗され見聞された所等を取捨綜合して、極く大體の所をお話する次第でありますから、左様に御承知願ひます。

尤も對露通商と云ひ露西亞と申しますが、皆さん既に御承知の通り條約文等には露西亞などの字句は無く、「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦といふ風になつて居ります。目下露西亞と云ふ名前の付いて居るのは、莫斯科を首府とする露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國だけであつて、右共和國は六個の共和國より成立して居るところの、前述「ソヴィエト」聯邦内の一共和國に過

がないのであります。従つて對露と申しますと嚴格に云へば言葉上正確でありませぬが、併し恰も今日我々は支那と云ふ國が無いに不拘、矢張り支那關稅問題とか、又は對支政策と云ふ風に唱へて居ります。それで私は態々「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦と云ふ長い文句を使はず、單に露西亞と申してお話を進めるこゝ致します。尙「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦と云ひまして、土地の名稱が入つて居りませぬのは、云ふまでも無く現「ソヴィエト」政權の主義からであります。「ソヴィエト」制度の社會主義的共和國が世界の何れの部分に出來ても、矢張り之れを聯邦の一員として加へる精神に基いて居るのであります。例へば現「ソヴィエト」聯邦は、先程申した通り六個の共和国より成立して居りますが、其の内の二個、即ち「ウスベキスタン」及び「トルコメニスタン」の兩共和国は本年五月に聯邦に加盟したのであります。

尙ほ極東露領と云ふ辭句を我々は良く使ひますが、それは恐らく既に御承知の通り貝加爾以東の地域を指すもので、千九百二十二年十月迄は、極東共和國の名の下に統轄されて居ましたが、同月以後現「ソヴィエト」政府の完全なる統治の下に移りましてから、之れを極東州と稱し、目下「ザバイカル」縣、黒龍縣、沿海縣及び勘察加縣の四縣より成立つて居ります。此の地方は先程「ソヴィエト」聯邦内の一共和国であると申した、露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國の管下に屬し

て居るのであります。行政等は極東革命委員會と云ふものを設けて行つて居ります。同委員會は或る程度の自治を認められて居りますが、莫斯科に在る中央政府の指揮監督の下に在るので、利權許與の如きは當然莫斯科政府の決議に俟つ次第でありますのみならず、產業制度乃至稅制の如きも大體莫斯科地方に於けるものと同様であります。只極東革命委員會と云ひ革命の文字が存するに依りて推察さるゝが如く、未だ委員の任免の如きは「ソヴィエト」制度即ち會議制度に依らず、中央の命令による次第で、法規の如きも革命氣分によつて、極めて嚴格に行はれて居ると云ふことあります。尙浦鹽地方は沿海縣に屬して居ります。北樺太は我軍占領中は、同じく沿海縣に屬して居りましたが、我軍撤兵後は極東州に屬する一特別區となりました。

扱て先刻申し上げました通り本日は對露通商に關する概要のお話を致す考でありますが、話の順序として先づ露西亞の產業經濟制度は、大體如何様に變遷したかと云ふ點をざつと申上げ、次に露西亞内に在つて商業を行ひ、又通商貿易に從事する場合は何うであるであらうか、更に露西亞政府より鑄業又は森林等に關する利權を得まして、露西亞内の企業に從事する場合は何うであらうか、最後に露西亞と他國の通商貿易は何う云ふ風に行はれて居るか、又日露貿易は如何様に考へられて居るかと云ふ順序にお話を進めたいと存じます。

それで先づ露西亞の産業經濟制度の變遷に就て申上げますが、露西亞は一大農業國であります。その人口の約八割は農民であります。

これは革命前後とも大體變りが無いのですが、革命前の人口は約一億五千萬であります。革命後は二三分離した國がありましたので、約一億三千萬人となつたと云ふことであります。然るに十九世紀の中葉頃迄農民の大部分は、貴族又は大地主の所有地に隸屬する農奴であります。即ち個人の權利及び自由を認められないのは勿論、土地と共に賣買される奴隸であつたのであります。處が千八百六十一年に亞歷山二世と云ふ露西亞としては珍らしい英斷に富んだ皇帝が、此等農奴の解放を斷行したのであります。解放と申しましても未だ十分徹底した遣り方ではあります。兎に角或る一定の條件を備へるならば、土地を所有することも出來又個人の自由も認められることになりました。此の農奴解放以來露西亞の産業經濟組織は、著しく且つ急激に資本主義的傾向を持つようになりました。農業に就いて申せば、自足生産的粗放經營より企業生産的集約經營に移つたのであります。之がため一旦解放された農民は、折角其の所有に屬した土地に對する地代又は年賦金及び稅金の支拂に苦しめらるゝと共に、漸次大資本を有する大地主又は貴族のために兼併せられ結局農民の大部分は、再び事實上以前の農奴と殆んど選ぶところなき地位に墮落したのであります。

す。其の結果として此れ等農民どもは、何んとかして地代及び租稅の誅求より免れ度い、貴族大地主よりの壓迫より逃れ度い、又自分達の地位を向上させたい、即ち土地慾に憧がるゝ様になつて参りました。従つて革命前と雖も各所に百姓一揆が起つたのであります。又工業に就て云へば、特に千八百九十年代に至り著しく大工業が勃興致しまして、千九百十年頃には露西亞に於ける大規模の工業の殆んど全部は、「トラスト」「シンヂゲート」の形態を探るやうになりました。茲に於て都市自由労働者即ち資本家の爲めに効率を擰取せらるゝ労働者階級に屬する者が増して参りましたので、所謂階級闘争なるものが激しくなつて來たのであります。ところが一九一四年に世界大戦争が勃發して露西亞も亦戦争を續けましたが、一九一七年の初めには、物資特に食糧の缺乏が甚しくなり工場労働者には賃銀が物價の騰貴に伴はざるため、極度の生活難に苦しむ状態になりました。そこで同年二月下旬「ベトログラード」の一工場に於ける職工達が同盟罷業をなし、「我等にはパンを與へよ」と叫んだのでありますが、是れは多數工場労働者の欲求して居たところであります。そこで遂に之れを動機として二月革命が行はれたのであります。二月革命と申しますのは、露西亞の暦に依つた稱へ方でありますが、新暦即ち我々が西暦何年と申す太陽暦に依りますと三月でありますので、或人々は三月革命とも申して居ります。その二月革命は折角行はれたに拘らず、農民は

其欲求して居た土地を得ることが出来ず、又工場労働者は食糧を潤澤に得ることも出来ませむでした。それでこれを「ブルジョア」即ち有産階級革命とも稱へられて居りますが、一方に於て戦時成金等が景氣に任せて奢つた生活をすると共に、他方に於て労働者や農民は物價騰貴に苦しめられ不安の氣分が愈々濃厚になりました。そこで第二の革命が起りました。これが十月革命（新暦十一月七日）と申しますもので、露國社會民主黨の中の「ボルシエヴィキー」派が、「レニン」を首領としてしまして、「凡て生産の具は之れを生産者へ」即ち農業に就いて申しますれば、土地は農民へ與へよ、工業ならば工場等は労働者へ與へよと云ふことを標語として十月革命を行つたのであります。この革命が成就したとなれば御推察がつきますでせうが、農民は土地を得る爲に大地主を追ひ出して土地の分配を企てました。又工場労働者は工場を乗取つて、其工場に從事して居る労働者より委員を選び工場を管理することとしました。即ち委員の合議體で工場の管理をしたのであります。この合議制が「ソヴィエト」であります。「ソヴィエト」とは英語の「カウンシル」に相當する言葉であります。茲に於て政權を取つた勞農政府は、其權力を維持するためには農民の歡心を買はなければなりませんでした。又工場労働者の歡心を求めなければなりませんでした。從て十月革命以後相次いで各種の法令が出ましたが、何れも一面に於ては農民の歡心を買ひ、他面工場労働者の欲求を満

足せしめむとする趣旨のものであります。即ち土地國有令を出して貴族や大地主の土地を無償で沒收して、貧農に使用權を與へることにした。又工場の方は初め工場管理令を出して、労働者の委員の管理に任せましたが、技師其他の「インテリゲンチャ」は逃げて仕舞つたのでありますから運用が甘く行かなかつた等の關係もあり、旁々工場の國有令を出して大中工場を沒收して國營と致したのであります。尤も一から十までの工場を國營としたのではありませぬ。機械動力を有するものは、其の使用職工が五人以上のもの、機械動力を有せざるものは職人十人以上のもの丈を國營としたのでありました。又外國貿易も國營とし個人の商業も原則として禁止致しました。そして農民からは其の收穫の中農民の生活に必要な部分丈を除いた外は徵發して仕舞つたのであります。斯く徵發した穀類は内亂を鎮定し、政權を維持する爲めに徵兵制度を復活して組織した三百萬の赤衛軍の給養に充てたり、又國營工場の労働者の給養に充てたのであります。又農民の生活必需品は國營工場の生産品を分配することにしたのであります。即ち國家が生産及び配給を一手で行ふ政策を取つたのであります。個人は自ら進んで政府の命令に服従するか、それとも強制的に服従させられるかの二途より無い悲惨な境遇に在つたのであります。この制度が甘く行はれたとすれば、都會は農林を養ひ農林は都會を養ふと云ふ協調ある社會を現出す可き筈でしたが、事實は斯か

る理想を裏切りまして、其の經濟状態は非常なる混亂に陥つたのであります。即ち交通運輸が甘く行かない許りか、折角國營とした工場の運用も甘く行きませんで申すのは、或條件を備へた工場は採算を度外して凡て國營にしたのでありますし、又所謂士族の商賣式でやつたのでありますから甘く行く道理が無かつた。其の上元來露西亞の工業には、戰前に於いて外國資本が約二十二億留も投資されて居たと云ふことではあります。革命後之等外國資本の投資された工業も沒收したものの、外國側と絶縁したのでありますから、甘く運用されないのが當然であります。從て工場の生産力は著しく減退しました。又戰前露國民の需要する工場生産品の約六割は外國からの輸入品であつたのであります。更に農業に就て申せば、澤山の收穫を得ても自分の生活に必要以上のものは徵發され著しく減退し、其收穫物の品質も低下するに至りました。其の上交通運輸状態が甚だ不満足と云ふのでありますから、國民は非常なる苦境に陥つたのであります。今二三數字を擧げて見ますと、農作物は戰前の一九一二年頃に比し約六割に減じ、工業の生産力は戰前の一九一二年頃に比し僅に其一割六分七厘に減じました。又一般産業の方は戰前の百に對し十即ち一割に減じたと云ふことで

あります。夫れ故國民の收入も非常に減つたので、戰前一九一二年には一人平均百一留であつたのが、三分の一位になつて二十八留位になつた勘定だと云ふ事であります。又國民の消費の方面より見ますと、戰前に砂糖は一人に付約二十斤を消費したのに、一九二一年には僅かに二、三斤になりました。鹽は戰前一人三十三斤の割合であつたのが約十三斤になつたそうであります。斯う云ふ風に生活が非常に苦しくなつて來ますと、當然の結果として起るのは出生率が減じ死亡率が増加することでありまして、莫斯科に於ける一九一二年より一九一四年の平均出生率は、三三、二人であつたのが一九一九年には一七、四となり、死亡率は二五、二人であつたのが四六、一人となりました。是は莫斯科の例であります。前に申した通り農作物の收穫が非常に減じたのみならず、一九二〇年には「ヴォルガ」地方に大饑饉があつたりして、糧食難は益々甚しくなりました。一九二一年の初め迄には内亂は殆ど全く平定されました。或書物によると一九二一年に政府が糧食を給與すべき人員は、約三千五百萬人に達したと云ふことで、政府は糧食難に苦しむだのみならず、燃料の缺乏交通運輸機關の不如意のため、殆んど行詰りになつたのであります。一九二一年の初めには「クロンスタツト」要塞の水兵の叛亂等があつて、勞農政府の壽命も危くなつて來たので、政權を維持する

には何とか轉回策を講せねばならぬ破目に陥入つたのであります。其際に臨み勞農政府の採つた政策、所謂新經濟政策と云ふものであります。これを「ネット」¹と稱しますが、それは「ノーワヤエコノミーチエスカヤ、ボリチカ」、即ち英語の「ニュワー、エコノミカル、ボリシイ」に相當する言葉の頭字を取つたものであります。然らば其政策の主眼は何う云ふ點にあるかと云へば、從來の強制的生産及び分配主義を罷めて個人の企業心を誘致し、其の營利慾に依つて産業の恢復を企圖したものです。又見方に依れば産業經濟の中央集權主義より地方分權主義に移つたものとも認められます。この政策は一九二一年三月の英露通商條約締結後諸種の法令に依り行はれましたが、この政策を執る迄のこと戦時共產主義時代と稱へ、「凡ての力を戦争へ」即ち内亂平定の爲めに盡した時代でありまして、右政策を執つた以後を建設的共產主義時代と申し、凡ての力を産業の復活へ盡す時代と稱へられて居ります。さて新經濟政策に依り如何なることを行つたかと申しますと、農業については穀物の徵發を廢して、現物稅の制度を取りました。即ち農民は收穫物中一定の率に依る或る量を現物稅として、國家に納めさへすれば其の餘剩部分は自由に處分することが出来るやうになりました。又農民が自分で耕作する土地は其の永久使用を認めました。其の外政府は農具とか種子とかを安く農民に賣ることに致しました。個人の商業については、初めの内は特許主義がありました

が、一九二二年四月からは登記さへすれば自由に商賣が出来る様にしました。又工業に就ては國有の工場の内或種類のものは、之を民間に拂下げ又は貸下げることゝしましたのみならず、五私營の工場に使用し得る労働者の數の制限も從前の倍數迄を認めることゝなりました。

次に外國貿易に付ては國家獨占主義を改めて管理主義に移りました。即ち一九二二年三月に外國貿易法を出し、二三年には外國商館に關する規定を發布しまして、露國個人も外國商人も特許さへ得れば、外國との貿易に從事し得る事となりました。從て地方關稅法をも發布したのであります。又労働者に對しては現品給與制を改めて賃銀を拂ふことゝし、國家の財政に就ては豫算制度を復活し稅制の整理を行ひ、金融に就ては一九二一年十月國立銀行設立法等を出して銀行を興し、幣制を企てたのであります。即ち戰時共產時代迄は貨幣を要せざる制度でありましたが、新經濟政策を執つた以後は貨幣經濟の制度に復歸したのであります。

新經濟政策の結果、產業經濟狀態は著しく改善されたと云ふことであります。政府の發表する所によりますと、一九二四年に於て農業は戰前、即ち一九一二年に比べて植付反別が八割七分、收穫が七割に達し、一般工業は約五割回復したことあります。これ等の統計は省略することゝ

致します。外國貿易は何うかと申しますと、總額に於ては未だ戦前の約二割強にしか達して居りませんが、一九二一年度を一〇〇とすれば、二四年度には二六〇となつて居りまして、二四年度には一億三千二百萬留の出超となつて居りますから、大體順調に進んで居るものと認められます。（一九二年輸入一、一二〇百萬留、輸出一、四二一百萬留、計二、六四一百萬留、一九二四年輸入二〇八百萬留、輸出三四〇百萬留、計五四八百萬留）流通貨幣の状態は、政府が歳入の不足を補ふ爲め矢鱈に不換紙幣を發行しましたので、一九二二年十月には八、五一四、八六三億留と云ふ莫大な額に達し、物價も亦之に應じて異常な騰貴を示したのでした。そこで政府は先程申した様に同年同月の法令を以て、國立銀行に紙幣發行權を附與し、翌月から「チエルウォーネツ」と稱する新紙幣が發行されましたが、これは確實なる準備を有する關係上大體硬貨同様の價値を有して居りますが、「チエルウォーネツ」は戦前の十金留に相當するものであります。この新紙幣發行後「ソヴィエト」紙幣、即ち前に申しました不換紙幣は漸次其價格が無くなり、昨年六月一日以後は其の流通がなくなりました。又昨年一月よりは銀貨、又五月からは銅貨も發行せられました。政府は又別に金留の紙幣を發行しましたので、今日では政府紙幣と「バンクノート」の「チエルウォーネツ」が共に用ひられて居る譯であります。本年一月に於ける其の額は、「チエルウォーネツ」が五千九百六十萬

即ち留とせば五億九千六百萬金留で、政府發行の分は三億三千二百萬留（内譯紙幣二億二千九百萬留、小額紙幣二千八百萬留、銀貨七千三百六十萬留、銅貨百三十餘萬留）、合計約九億二千八百萬留位だと云ふことであります。斯く幣制は大體整理されましたが、昨年末頃の物價を戦前價格に直して算出せる物價指數は、戦前の一〇〇に對し約二百二十三位だと云ふことであります。尙戦前には約二十二億の貨幣紙幣が在つたとのことであります。

次に財政状態は大體如何かと申しますと、一九二一年には歳出が十七億留、歳入が九億八千萬留で不足が七億二千萬留、一九二二年には不足が四億五千萬留、一九二四年には不足が一億七千萬留になつて居りまして、此不足は紙幣發行及内債に依つて補足したのであります。一九二五年度は歳出歳入共二十二億留で不足を生ぜざる豫算になつて居ります。尙歳入の主なる項目は鐵道收入で、全體の約四割五分は税金であります。大體斯様な状況でありますが、今後果して如何なる程度の率で産業經濟の回復を見るやは、一に勞農政府の政策方針に依つて定まるものと思はれますが、最近傳へらるゝが如く新商業政策を探る様のことともならば、案外回復が早いかも知れませぬ。扱て只今迄は新經濟政策の善い方面のこと計りを申上げましたが、悪い結果もあつたのであります。其の二、三を擧げて見ますと、第一には「銕」の状態を現出したと云ふことであります。これは經濟上の

現象として有名なことで随分喧嘩しく論せられたものであります。何う云ふことかと申しますと、理想としては農作物の價格と工業品の價格とが、平衡を保つ様にならなければ、産業の圓満なる發達を望めない。處が一九二二年の三月頃には、農作物の價格が高く工業品の價格が比較的に安かつたのであります。然るに農業の回復の方が著しく速かつたため漸次農作物の價格が下り、工業品の價格は反対に騰貴し、一九二三年十月頃には其差が非常に著しくなつたものであります。このことを「ダイヤグラム」で示せば御分りの通り鉄の形となります。斯る状態では農民が非常に苦境に陥ると云ふので、政府當局は農作物の輸出を極力奨励する等あらゆる善後策に苦心したのであります。

第二は失業問題であります。新經濟政策は一面から見れば豫算制度の確立であり、豫算制度は凡てを採算的基礎に置くことでありますから國營企業の整理を行ひました。之れが爲め隨分多くの失職者を出しまして一九二四年四月には約百四十萬人に達したと云ふことであります。労働者の失職者が殖へることは、勞農政府に取り由々敷問題に相違ありません。それで政府では社會事業を起す等この問題に就ては大分苦勞して居ることであります。斯んな具合ですから革命直後には露西亞に乞食は居らぬと迄云はれましたが、今日では隨分居る相であります。第三は「ネツブマン」、即ち新經濟政策成金が輩出したと云ふことであります。商業の自由を認めらるれば金を儲ける者の出來

るのは當然ではありますが、前に申した「ソヴィエト」紙幣と、「チエルウオーネツ」紙幣とが併用せられて居る場合に、其相場の變動を利用して成金が出来ました。それは田舎の者は比較的貨幣相場等に關する智識が少ないので、商人中には農作物を買ふ場合には、價格の變動甚だしき「ソヴィエト」紙幣で支拂ひ、賣る場合には確實な貨幣でなければ受取らないと云ふ風なことをなし、此間儲けをして所謂成金になつたと云ふことであります。斯の様に新經濟政策の結果として、勞農政府の最も忌み嫌ふ成金輩が出来ました、又これと同じ理窟で農村にも農村成金が出来ました。これは「クラーク」と稱せられて居ります。新經濟政策の結果は大體今申した通りでありますが、尙同政策以來個人資本の活動は益々著しくなり、昨年五月頃には約六億留が商工業に投資され、商品の約六割は個人商人の手に依つて支配せらるゝ様になつたと云ふことであります。之に反し國營企業の方は矢張り役人の商賣故甘く行かないで、金融等で個人の活動を掣肘したり、又は個人企業には苛酷な稅金を嚴重に賦課致しました。其結果個人企業で閉業を餘儀無くせられたものが約二十五萬にも及んだと報せられて居りますが、之が爲め物資の運輸が思はしく行はれず、農村地方には商品が缺乏して、所謂「商業の砂漠」が生じたと云ふので最近又々個人商業に對する稅金を緩和し、或程度の餘地を與へようと云ふ事になりつゝある相ですが、之を新商業政策と稱するのであります。

此の他最近には私營工場に對する制限を寛大にしたり、又農業に就ては先きの貧農支持主義を罷めて、中農支持政策を執る様になりました。それで世間では勞農政府も餘程右傾したと申しますが、果して今後如何なる政策に出でるでありますか、皆様方と共に考究を續けたいと考へます。餘り長くなりますので次の項目に移ります。

さて露西亞國內に在て商業及び貿易に從事する場合は何うであるかと申しますと、日露國交回復前に於きましたも、一九二三年四月に出た外國商業館に關する規定、及び一九二二年三月の外國貿易法等に依りまして、我々露國人以外のものも或條件を備ふるならば、露國內に在つて商業及び貿易に從事することが出来るのであります。併し儲かるか何うかとなりますが、現在の狀況では大に疑問があります。其は手續の煩雜なことは別とし税金が大變多く、又儲けが多ければ夫れ丈け税金も高いからであります。今假りに例を設けて考究して見ます。即ち先づ浦潮で雜貨商を營む場合を想像します。法令其他なかく複雜して居ますが、なるべく簡単に申します。從事員は主人を合せ七名を超へざることゝし、各種商品一口の賣買高七十五留を超へざることゝします。浦潮は税則に依る二等地四等級の營業税率の適用を受けます。一個月の賣上高三千留、即ち一年三萬六千留と假定します。税金以外の経費を差引たる利益金を賣上の割合即ち一年三千六百留あるものと見積り

ます。又使用人三人の給金を年千八百留と見ます。此場合一年の税金は大體左の通りとなります。

一、營業免許料

一、同附加税(七五%)

一、均等税(賣上の一五%)

一、同附加税(七五%)

一、所得税(三千六百留に對し)

一、同附加税(七五%)

一、雇人税(三人使用の場合)

使用人の數が増加せば率が高くなります。

一、社會保險料

これは使用人三名の税金千八百留の場合其の一割六分の計算であります。主人が支拂ふ可きもので普通の保険と異り、社會一般の爲めの醸出金で一種の税金であります。

一、動產税(動產價格二、〇〇〇留を見て)

合計

二、二六〇留二五哥

一四留

二八八留

五四〇留
一五〇留

三七〇留

二七七留、五

一五留、七五

即ち益金三千六百留に對し六割二歩に當りますから、差引益金は僅に一千三百三十九留強となります。夫故うつかりすると損失が出る譯であります。又輸出入貿易商經營の場合も計出して見ましたが、今詳細の數字を省略しまして申しますと、年取扱高百萬留ありとし三分の口錢の利益ありとせば、税金合計三萬二千百三十二留弱となり、結局經費倒れとなります。又七步の口錢、即ち七萬圓の利益ありとせば、税金合計五萬七十留弱となりますから、經費が二萬圓以下で済めば、漸く多少の利益が殘る計算になります。然し私共役人には確と分りませぬが、普通口錢は三步位だと云ふ事でありますから、到底採算困難かと考へられます。尤も一割以上の口錢を取るとなれば、採算丈は立つかも知れませぬが、後に述べます様に露西亞は貿易代表を各地に派遣して居りますので、到底取引が成立せないかと考へられます。斯く計算して見ますと、露國內に在つて商業に從事する事は、大に考へものだと云ふ結論に到着するのであります。然し外國商館に關する規定に依りまして、既に約五十の外國商社が貿易に從事する利權、即ち特許を得て居る相であります。現に浦鹽には英國の「ペコス」商會支店もあるのですから、未だ研究の餘地が在る事と存じます。又支那商其他個人商店が何うして經營が立つて行くかと云ふと、これは正確な事でなく想像ですが、成程法規の表面から見ますと前の様な勘定になりますが、多少は融通が利くのでせう。取引が百萬あつても半分位

の處で納稅が済むのではなからうかも思はれます。兎に角國內商業も遣り方如何に依つては、全然儲からないことでないと思ひます。それには土地の事情等をよく調べてかゝらなければ、税金許り取られて苦勞儲になると思ひます。

次に利權を得て國內で企業に從事する場合に就て申すと、一九二〇年十一月に利權法が發布せられました。これに依ると外國人は單獨又は合辦にて、礦業とか森林伐採とかの企業經營權を得られる。而も其の條文には生産品の處分即ち輸出を認め、投資財產は之を沒收せざることを保證し、又經營期間を保證する等如何にも外國人に有利な様に見られます。元來勞農政府はこの利權法に依つて外國を誘ひ、其の資本及び技術を提供せしめ、以て自力では開發の困難なる産業の開發を企てたものであるが、當初から國內にも反対者があり、又許與すべき利權の性質とか條件とか甚だ吟味が六かしいので、之れ迄の申込數が約千二三百件に達して居るのに、認許したものは僅に約六十件に過ぎません。即ち採取及製造工業に關するものが十二、外國貿易に關するものが十四、運輸に關するものが十、林業に關するものが五、農業に關するものが七、狩獵及漁業に關するものが三、又國內商業從事許可に關するものが八であります。これ等許可を得た利權契約の實例等より申しますと何れも國內法規に従はねばなりません。即ち露西亞には非常に面倒な労働法規がありますが、これ

にも服従せねばなりません。又一般課税にも原則として服従せねばなりません。關稅は事業に直接必要なる物以外のものに就いては免稅されませぬ。そして經營期間満了後は投資した事業を原則として無償で露西亞側へ提供せねばなりません。又利權契約は露西亞側一方的には取消さぬとの保證がありますが、併し契約條項に違反した場合は之を取消すことになつて居ります。更に利權を得たものは一定の期日迄に事業に着手し、又は一定期間に於ける生産高を保證せねばならぬと云ふ例もあります。更に採算的に申しますと、單純利權即ち外國側の資本技術のみで經營する利權契約に於きましては、利益の半分を露西亞側に提供せねばなりません。先年日本でも大分問題になりました英國「ハドソンベイ・コンパニー」の得た勘察加毛皮輸出特權の如きはこの種のものでは露西亞側は利益の半分と其の外に各種の稅金收入を得る譯であります。又合辦即ち露西亞側と外國側との合辦に依る利權に就ては、出資は夫々五割宛とし利益も均分する事になつて居る。(初めは露西亞、五割一步、外國側、四割九歩として居りましたが、後に改正せられました。尙序に申しますが利權は初め外人丈に與へる事になつて居たのでありますが、後に露西亞人にも與へることに改正せられました)然し露西亞側が現なまで出資をなす例は無い様で、大抵外國側が露西亞側の出資すべき半分、即ち

全體の四分の一を無償で拂込むことになつて居ます。それで假に一割の純利益があつても、この立替拂を計算に入れますと利廻りは遙かに低率になる譯で、六分六厘餘になります。其の上利益が二割五歩以上になると露西亞側が其の七割以上を取る。即ち原則として二割五歩以上の利益は、之を外國側に與へない様な工合になつて居ります。この外事業遂行上必要な資金に付ては、外國側が「クレヂット」を與へなければなりません。大體こんな調子でありますから、露西亞側に甚だ有利なるに反し、外國側には甚だ不利と申してよいのであります。それ故利權契約をなすに當つては、充分法規等を研究して條項に注意して掛らぬと、飛んだ失敗を招く虞があると考へます。併し今日迄の處前に述べた約六十件の利權による外國側の投資額は約二千萬留で、既に投資せられたるもの約四百四十萬留位あるであらうとのことであります。又之れ等利權の爲外國側の與へた「クレヂット」は約千五百萬留位で、關係労働者及び事務員は大約一萬八千、其内外國人は約二百人位だと報せられて居ります。それで彼れ是れ考へて見ますと、利權を得て露西亞内で企業に從事することは採算上甚だ困難の様であります。併し條件とか遣り方とかに依れば、生産品を日本に持つて来てから有利に捌くとか、又は日本で缺乏して居る物資、例へば米の生産をなし輸入の途を開く等、露西亞内の企業自體では儲からなくとも相當意義ある仕事が出来るかとも考へます。折角國交も回

復し、沿海州西伯利亞の富源を控へて居ることでありますから、皆様に於ても引込思案でなく、相當の方法を考案研究せられんことを切望致します。

最後に露西亞との貿易に就てお話します。露西亞は今日尙外國貿易の國家管理を遺つて居ります。即ち露西亞内にある個人でも、商社でも、特許を得れば輸出入に從事し得る立前ではあります。如何なる場合でも尙ほ個々の取引に付一々許可を要します。而かも露西亞には國家經濟計畫省とも申す可き機關がありまして、輸出入の貨物に付豫算を決定し、其の範圍内で貿易管理機關を経て許可を與へるのであります。而して主として自國貨幣の對外價值を維持する爲め、「輸入は輸出を超過するを得ず」との原則を立て、輸出の七、八割位しか輸入を許さざることゝし、尙其の輸入も國內産業保護の爲め原料品とか、機械とか、生産に必要な品物に限定して居る様であります。而して貿易の管理機關としては、外國貿易委員部があり、其の内に國家商業局とも譯すべき「ゴストルグ」と云ふのがあります。そして政府はこの委員部の代表者として、條約國へ所謂貿易全權と云ふものを派遣して居ります。最近日本へは「ヤンソン」氏が、この全權として來朝せらるゝとか新聞等には載つて居ります。この貿易全權が中央の指揮を受けて關係國との貿易の調節、即ち輸出入の許可を與へ、且つ自らも直接取引の衝に當るのであります。それで我々が露西亞内で貿易に從

事することは、前に述べた通り可能であるにせよ相當困難だとすれば、勢ひこの貿易全權を相手として商談を進めることがなる譯であります。この全權等は一方に於て外交官に於けると同様の特權を要求して居ります。英、獨、伊等では外交官の特權を與へて居るのですが、我國は未定の状態です。そして取引に付ては極めて採算的で、且つ國家機關の必要と認めるものを纏めて取引せんとするものであります。皆さんに於きましても十分此等の點を念頭に置いて、出來れば一致團結の精神で商談に當る工夫を爲さなければ甘く行かないでは無からうかと考へます。先程露西亞の貿易は、大體戰前の二割位まで回復して居ると申しましたが、其の約二割四分は英國、二割一分位は獨逸との貿易であります。そして此等の國は大體何んな法で貿易を行つて居るかに就て大略申上ます。獨逸には露西亞の貿易代表が居ります外に、約三十三に亘る各種の國家機關の駐在員が居りまして、貿易代表の締結する取引を補佐し、又は貿易代表の許可を得て輸出入に當つて居る相であります。例へば鐵道關係の駐在員は鐵道に要する品物を取扱ふと云ふ譯合であります。此外に指定の品物に付露西亞との輸出入に從事する特權を、露西亞側から得て居る獨逸商社が約十四、五もありまして、例へば鶏卵とか、魚類とかの輸入又は航空機關使用品の輸出等に從事して居ります。次に英國に就て申すと、御承知の通り一九二一年三月に英露通商暫定協約が出來ましたが、夫れ以前の一九二〇

年六月に「アルコス」株式會社が出來ました。又その前の一九一九年に「ツエントロ、ソユーズ」會社が出來ました。何れも英國法に據つて設立せられたものであります。今日では「アルコス」が大なる勢力を持つて居りますから、それに就て申しますと、「アルコス」とは「オール、ルシアン、コーベラチヴ、ソサイチー」の頭字を取つた名稱で、初め一萬五千磅の資本であります。其の後業務の發展に伴ひ、漸次増資して一九二三年二月には百萬磅となりました。株式は額面一磅で、「クラシン」氏（設立當時駐英貿易代表現在外國貿易人民委員部長）が大株主で、其の他の株は「クリスケ」の名義であるが、要するに全然露國側の資本のみで、從つて理事者、従業員、「タイピスト」に至る迄全部露西亞人だと云ふことであります。

事務所は倫敦の「ソガイエト」「ハウス」に在りまして、其の二階に貿易代表が居り、「アルコス」の行ふ取引に許可を與へると云ふ工合だ相ですから、恰かも國家商業部の支店と見ても差支ないかと考へられます。今日英露貿易はこの「アルコス」が大部分を占めて居り、一九二〇年六月より一九二四年六月迄には、約四千七百萬磅の取引を行つたと報せられて居ります。又「アルコス」は、「モスコウ」、紐育、巴里、君府等にも支店を置き、尙「アルコス」銀行の如き附屬機關も持つて居まして手擴く業務を行つて居ます。此の外前に申した「ツエントロ、ソユーズ」も多少の取引を

行つて居ますが、これは初めは獨立した英國法人であります。今日では莫斯科に本部を有する「ツエントロ、ソユーズ」の支店たる資格をも有する相です。此外特定の品物に付輸出入の特權を得て居る「アングロ、レス」即ち英露木材會社の如きものもありますが、其取引は僅少に過ぎませぬ。要するに英露貿易は大體「アルコス」に依つて行はれて居るのであります。尙「アルコス」は露國內に數個の利權を得て居ります。次に伊太利に就ては未だ良く分りませぬが、組合が聯盟を作り貿易代表と取引をして居る。又米國では「アライド、アメリカン、コーポレーション」として、約二十四の大工業者が組合を作り露國側から貿易の特權を得て取引を行つて居りますが、駐米國營商業部の代表者「フルギン」氏の談として報せらるゝところに依れば、一九二四年の米露貿易は約五千萬弗で、露國への輸入の主なるものは、棉花、自動車及び諸機械、又米國への輸入は毛皮などのことでありまして、米國側は六個月長きは二個年に亘る貿易をなして居ることであります。諸國の對露貿易方法は、大體今申した通りでありますが、扱て日本では今後如何様にすれば得策かと云ふ事に付ては、既に對露貿易に直接の利害關係を有せらるゝ皆さんに於きまして御研究に成つたことを存じます。御参考として私の此れ迄承知したところを申上げますと、第一説としては元來日本人は「お山の大將」で育つて來たので組合の様な協調的の仕事には不向であるから、自由競争に任

かせ露西亞の貿易全權と直接取引を爲せば好いぢやないか、そして個々の取引に付き金融機關の便宜を與へれば、それで宜しいと云ふのであります。之に對して第二説としては、自由競争に放任すれば露西亞側が輸出入とも有利の地位に置かれるのみならず、勢ひ粗製濫造に陥り折角の販路も失つて仕舞ふから、互ひに自制して協調的に組合を作り露西亞側との大量取引にも應じ得られるこゝし、且組合が組合員に對し金融上の便宜を與へる様にせねばならぬと云ふ説であります。此の組合論には同業組合が宜いとか、又は五十議會を通過した輸出組合法に依るが適當だとかの説があります。併し此説に對しましても反対と迄は行かないが疑問があると申す方もあります。それは元來組合は中小商工業者保護の精神であるから、大商工業者は之に加入せしめない。從て露西亞側の比較的小額の取引のみには應じ得るかも知れぬが、大量取引には適しない。又組合制度では品質の改良は出來るかも知れないが、値段は殆んど下らない。而も露西亞側は非常に採算的であるから日本の特產品以外は他國より買ふて仕舞ふだらう。だから一步を進め、或品物に付き「トラスト」、又は「シンデゲート」を作る方が得策であると申す方もあります。尙輸出組合法による組合に就ては、第一に元來輸出組合は輸出のみを考へて居るが、露西亞もその貨幣の對外價值維持政策の上から、「輸入は輸出を超過するを許さず」との方針を探り、少くも二割の輸出超過を企てゝ居るのであるか

ら、甘く行くまいであらうと云ふ方があります。然し之は見方の問題であつて、日本は露西亞より一年少くも二千萬圓位の木材其の他のものを輸入するのであるから、此の程度迄の輸入は可能の譯合であると説く方もあります。第二に輸出組合の組合員は、主として爲替金融の便益を得るものであるが、露西亞の貿易代表が日本に駐在する様になり、而して該代表が取引をなす様になれば勢ひ日本で取引が成立する關係上圓の支拂手形を振出することゝなる。果して斯くなれば組合員は輸出組合より殆んど何等の便宜をも得られない事になりはすまいと云ふ方あります。然し或方は之も見方の問題で、貿易代表が來邦しても浦鹽渡の留拂取引も出來ないではなからうとの觀察を下して居られます。第三には假りに浦鹽又は哈爾賓渡しの取引が成立して、組合員は組合より爲替手形上の便宜を得たとして、萬一後に至り取引上の紛糾が生じた場合には、組合理事者は手形上の責任を免れまい。否手形上計りでなく荷物の引受けなき場合、その損害に對する責は一體誰が負ふのであらうかと云ふ方あります。第四には元來輸出組合は貿易業者の團體であるが、露西亞は「生産者より直接消費者へ」物資の供給を計るを主義として居るのであるから、貿易代表に於いても生産者から口錢を取つて賣る貿易業者より買入をするよりも、直接生産者又は其團體から買入をすることになります。殊に其方が安くなるから事實上から見ても、輸出組合との取引はその成立の

見込が少ないと心配して居られる方々もあります。第五には對露輸出組合が出來ても、之に加入する是否とは商工業者の自由であるから、組合に加入して爲替上の便宜を受くる代りに或種の束縛を受くるのは望ましく無い、寧ろ自由に商賣を行つて見ようと云ふ連中もあるであらう。さうすれば對露輸出貿易は、組合員に非ざれば之を行ふことにも取極めなければ、組合員外の者に甘い汁を吸はれる虞があると云ふ方々もある様であります。要するに輸出組合に就ては未だ研究の餘地があるかと思はれます。遠からず同法の施行細則も發布せらるゝでせうからその上充分御研究を願ひ度ひと思ひます。

大分話が長くなりましたが、次に第三説としては英國の例に倣ひ、「アルコス」會社の如きものを設立しては如何かと申される方も御座いますが、之れに對し「アルコス」の様に露西亞側の出資では露西亞側丈け儲けることになつて一寸面白くない。殊に「アルコス」は露西亞に外國貿易委員部もなく、從つて國營商業局即ち「ゴストルグ」の如き機關が無かつた時代には必要であつたかも知れぬが、今日「アルコス」の如きものを日本に設くることは、取りも直さず國營商業局の支局を設け、我國が之に課稅其他の特權を與へさせる場合と同様であるとも認められるから、第四説として一面に於て日露合辦の貿易會社を設け、他面組合を設けるのが適當だと説く方があります。この説を多少

具體的に申しますと、資本金一千萬圓四分の一拂込の日本法人を設立し日露とも百二十五萬圓宛拂込むことゝし、場合によりては露西亞側の出資は木材代金を充てゝも宜いことゝします。而して資本一千萬圓とせるは、露西亞側にも未拂込株金の責任を持たせて置く方が宜からうと云ふ考案だ相です。利益は均分となす可きは當然であります。露西亞側は輸出入共、この會社に丈け許可を與へることゝします。露西亞側が斯かる條件を承諾するや否やは勿論疑問であります。假りに斯く定めると云ふのであります。而してこの會社は日露貿易の連鎖機關であるから、拂込資本に對する相當の利廻丈けを考へ、成るべく口錢を少なくし、而も輸出入に對する受取金に振向ける様に工夫し、即ち輸入木材に對する支拂金を持つて居るから、之を輸出品に對する受取金に振向ける様に工夫し、銀行とも協調して當業者に對し金融上の便宜を與へることに取計ふと云ふのであります。而して他面には重要輸出品工業組合の如きものを設け、當業者が協調して輸出品をこの會社を通じて賣買すれば、日露貿易が圓満に行はれることになるであらうと云ふのがこの説の大體の趣旨であります。而して又露西亞内に於ける有望な企業利權の如きも、この會社が權利を得て經營し、其の生産物を日本へ輸入し販賣することゝすれば一層面白からうとも說かれて居ます。この説に對しても、例へば合辦會社は經理運用が甘く行かない等反對説があります。然し此説は餘程面白いもので、充

分攻究の値あるものかと信じます。此等の點に就きまして私限りの卑見も無いではありませんが、本日は意見に亘る事は御免を蒙りまして諸君の御攻究に譲ること、致します。

最後に一言申上げて置きたいのは、本日私の述べました處に依りますと、對露通商は飛び付く程有望のもので無い様な感じを皆さんに與へたかと存じますが、然し研究すれば相當に儲かる方法もあるらうと思はれる次第でありますから、何卒共同の努力に依つて折角の日露國交の回復を單に政治上ののみならず、經濟上にも大に有意義のものとせられんことを切望して止みませぬ。

終りに甚だ粗漏なる講述であつたのに拘らず御謹聽下されましたことに對し感謝致します。

(終り)

—當部刊行書目録—

支那貿易に關するもの

支那貿易事情（大阪毎日新聞社出版）

支那貿易の趨勢

上海に於ける労働者

支那蠶糸業と生糸貿易

日貨排斥の影響

震災の影響と對支貿易の前途

支那政界の近情と蘇浙開戦

蘇浙開戦と上海商品市況

支那亂動の影響と漢口、天津及大連市場

支那の動亂と我國の對支貿易

露西亞に關するもの

露國の通商組織と日露貿易の概觀

對露通商に關する考察

勞農露國の外國貿易制度論（近刊）

大正十四年六月廿日印刷
大正十四年七月一日發行（非賣品）

大阪市役所産業部

大阪市西區京町堀通一丁目一六番地

印 刷 者 市 川 武 男

大阪市西區京町堀通一丁目

印 刷 所 合資會社 日 本 社 印 刷 所

524

348

終

